

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成16年1月28日(水)午後2時～午後5時

2 場所

大津地方裁判所第5号法廷(ラウンドテーブル法廷)

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

岡野理子, 小川恭子, 黒田清喜, 富越和厚, 福井一郎, 松田俊夫, 山口浩次, 山中清輔

(事務担当者)

社領二三男, 山本昌明, 田中時雄, 三宅民子

4 議事

(1) 委員長から, 先日実施した説明会における委員からのアンケート結果を参考にして, 裁判所としても意見を伺いたいテーマとして「大津家庭裁判所の広報(情報発信)の在り方について」を決定した旨の説明があった。

なお, 一部の委員から, 委員会の議事大綱を先に決めるべきである旨の意見が事前に提出されていたが, この点については, 委員全員の意見により, 上記テーマについての意見交換後に引き続いて取り上げることとした。

(2) 総務課長から, 大津家庭裁判所における広報活動の現状について説明
説明事項は別紙第1のとおり

(3) 意見交換(「大津家庭裁判所の広報(情報発信)の在り方について」)
発言要旨は別紙第2のとおり

(4) 委員会の運営に関する事項についての新たな申合せ
ア 議事の公開について

(ア) 報道機関による傍聴及びメモを認める。

(イ) 公開する議事録は逐語録とはしないが、できるだけ委員による意見交換の様子が伝わるように作成する。議事録は、事務局が案を作成し、発言した各委員がその内容を確認した上で確定する。

なお、発言者の表示をどこまで詳しく記載するかについては、今回の議事録は当面、委員、委員長、担当者等と表示して公開し、次回の委員会において再度表示方法を検討することとなった。

イ 裁判所からのアンケート等に応じて委員から裁判所に出された意見等の取扱いについて

意見書等を提出した委員が非開示とするよう意思表示した場合を除いて、原則として他の委員に対して開示する。なお、本日欠席の委員については、事務局から意向を確認する。

(5) 次回の開催日程及び意見交換のテーマ

次回は9月に開催することとし、今回のテーマについて引き続き意見交換した後、更に次のテーマについて話し合うこととなった。

(6) その他

大津家庭裁判所長から、5月又は6月に委員を対象として任意参加の裁判官評価制度に関する説明会を開催したいとの話があった。

(別紙第1)

説明事項(大津家庭裁判所における広報活動の現状)

第1 広報の目的

- 1 司法の仕組みや役割について理解してもらう。
- 2 裁判所の利用に関して有益な情報を提供する。

第2 司法の仕組みや役割についての理解を深めてもらうための広報

- 1 憲法週間行事

(1) 滋賀弁護士会による無料法律相談

(2) 庁舎見学等

ア 庁舎見学ツアー（庁舎見学，刑事裁判傍聴） - 平成14年

イ 刑事裁判見学ツアー（裁判官による刑事裁判手続の説明，刑事裁判傍聴） - 平成15年

(3) 新聞への投稿

法務局，検察庁，弁護士会，裁判所が輪番で投稿

2 「法の日」週間行事

(1) 滋賀弁護士会による無料法律相談

(2) 庁舎見学等

ア 調停手続ガイド（調停制度の説明，クイズ等） - 平成14年

イ 刑事裁判見学ツアー（裁判官による刑事裁判手続の説明，刑事裁判傍聴） - 平成15年

(3) 新聞への投稿

法務局，検察庁，弁護士会，裁判所が輪番で投稿

3 団体による見学，傍聴

年 度	団体数	人数（うち学生）
平成13年	32	575（107）
14年	39	645（115）
15年	35	808（255）

4 広報用ビデオ

団体による見学時等に使用（小学生向け，中高生向け，一般向け）

5 ホームページ

裁判所の紹介，所長の紹介，お知らせコーナー，主要判決速報，採用試験情報

5 講師派遣

年 度	裁判官	書記官，家裁調査官
平成13年	1	17
14年	0	11
15年	1	7

7 その他

- (1) 報道対応
- (2) パンフレット「裁判所ナビ」，リーフレット「法廷ガイド」，広報誌「司法の窓」
- (3) テレビ会議システムによる模擬裁判
- (4) テレビ出演

第3 裁判所を利用しやすくするための広報

- 1 手続に関する各種パンフレット，リーフレット
県，市町村，関係機関に送付
- 2 ホームページ
アクセス情報，法廷担当一覧，手続案内，書式例，お知らせコーナー
- 3 手続案内ビデオ
執務時間中，1階，2階，3階で上映

(別紙第2)

発言要旨(「大津家庭裁判所の広報(情報発信)の在り方について」)

(委員長， 委員， 事務担当者)

事務担当者の説明のうち，司法の仕組みや役割について理解してもらうというのは，いわゆる一般広報であり，裁判所の利用に関して有益な情報を提供するというのは，潜在利用者を含む利用者向け広報ということになる。

大津の裁判所が広報を行ったり，公聴を行ったりするためには，それなりの予算が必要だと思うが，そのような予算はどうなっているのかお尋ねした

い。

憲法週間行事や「法の日」週間行事を除いては、特に具体的な予算付けがあって、それに基づいて広報を行っているというわけではありません。

各種のパンフレットを市町村の窓口に配布しているとの説明があったが、それだけでは不十分で、その内容についての説明会も開いてもらいたい。我々民生委員は、ふれあい相談員として様々な問題について相談を受けるが、その際に弁護士の所へ行くようにとは言えても、家庭裁判所へ行くようにとはなかなか言えない。裁判所の方からPRしようとするのなら、地域住民と身近に接する民生委員の研修会などに積極的に講師を派遣した方がよいと思う。

現在、家裁を利用する人でホームページを見る人がどれだけいるか分からないが、「大津家庭裁判所」で検索しても、ホームページにはたどり着けなかった。

私も「大津地方・家庭裁判所」としないとヒットしなかった。ホームページについては、国民が書き込めるような欄を作って、例えば、この委員会で話し合うテーマについても、広く意見を求められるようにしたらいいと思う。

最近では、大津家裁のホームページも、利用者向け広報については充実してきたように思うが、一般広報については内容が少し薄いように感じる。また、多くのイラストが使われているパンフレットと比べると、表現が固すぎるように思う。

裁判所がどういうイメージを持たれているのかという調査が行われたことがあるのかどうかお尋ねしたい。

少なくとも大津の裁判所としては、そのような調査は行っていません。

新聞や雑誌を見る限りでは、刑事裁判のイメージが強いようで、裁判所は堅いというイメージを持たれているように思う。一方、民事裁判について

は、これは誤解されている面もあるが、遅いというイメージを持たれているようである。それに対して、家庭裁判所のイメージについては、よく分からないというのが実感である。

裁判官やその他の職員のイメージがどのようなものであり、それについて最高裁としてどのようなことをしていくのかという戦略がないと、広報を考えていくのも難しいと思う。

情報発信する必要があるのはそのとおりだが、その前に情報受信するということも考える必要があるのではないか。

裁判所としては、利用者向けの広報が十分でないと認識している。イメージ戦略としても、入りやすい裁判所を目指しているのだが、どのへんが入りにくいのか、皆さんの感想でもいいので教えていただけたらと思う。

裁判所は堅い所だとか、入りにくいというイメージを持たれているのは、ある意味では多くの人にとっては用事がない所だということも理由にあると思う。裁判所に楽しんで来てもらえるような用事があれば、その後は来やすくなるかもしれない。そのためには、ボランティアの力を借りるということも考えられるのではないかと思う。

神戸地裁では、裁判所独自に「裁判所の日」のようなものを設けて、市民に入ってもらいやすいよう工夫していると聞いているが、そのような工夫も必要かもしれない。

銀行などではロビーで絵の展覧会などをやっている。例えば、裁判所のロビーで、刑務所で作った物品を展示したり販売したりすることはできないか。市民向けのギャラリーとして提供することも考えられる。

少年院に入っている子供が作った版画などの展覧会もいいかもしれない。大津独自で実施するのが難しければ、全国や近畿の裁判所で巡回するという方法もある。その際に裁判所のリーフレットなどもパネル展示し、リーフレットを持って帰ってもらえるようにしたらどうか。

鳥取の裁判所では、近くの小学生の絵がかかっていたのを覚えている。

最近では、各地の公民館で小中学生の作品展が開かれている。裁判所の建物に入っても殺風景なので、そのような企画も考えてみてはどうか。

また、裁判所の方から出かけて行って広報や啓発活動を行ってほしい。例えば、民生委員、保護司、更生保護婦人会などへ出向いてはどうか。

裁判所へ来る人の多くは手続きが分かって来ているが、社会的弱者と呼ばれる人で、裁判所へアクセスしようにもできない人を念頭に置いた広報も必要だと思う。

そういう人たちを支援している職種の人々に働きかければ、困ったときに裁判所にたどり着ける人が増えるかもしれない。家裁があつて助かったという声を伝えていく努力は、私たちにも必要だと思う。裁判所っていい所だということを広報できたらいいと思う。

「少年センターだより」を発行したときに、目が不自由な親にも読んでもらうため、点字に変換する機械を使って記事を点字に直してくれた自治体がある。そういう努力も必要だと思う。

裁判所へ手続に行ったら、狭い受付で立ったまま対応され、偉そうに言われた、あんな怖い所へは一人で行くのは嫌だという声も聞いた。市民は、そういうイメージを持ってしまう。

家裁の手続は、誰にでも身近に起こることを扱っており、国民にとっては近い存在であるはずだが、一方で手続の中身自体は密行的で、外部からは見えにくいという特徴がある。裁判所のイメージとして、刑事裁判について抱かれているイメージが先行しているかもしれないが、家裁としては、保護的、後見的な性格があるということもアピールしていかなければならないと思っている。

家裁へ行くのに、気が重くなるようではだめで、家裁へ行けば問題を解決してもらえるのだというイメージを持ってもらわなければいけないと思う。

裁判所が扱っている制度にはいろいろなものがあり、イメージもいろいろあると思う。しかし、家裁の調停などはもっと利用してもらいたいと思っている。

それが理解してもらえたら裁判所も身近になる。また、民生委員のような人に付いて来てもらえたら利用しやすい。

我々民生委員は、一人あたり250世帯ほどを受け持ち、土日もない状態で仕事をしているが、必ずと言っていいほど、どこかで問題が生じている。そういう問題をどこへ振るかというパイプ役を果たさなければならないが、制度を分かっているだけではどうにもならない。もっと裁判所のことを勉強して、我々の知識を向上させたいと思う。

土日に開庁することは、すぐには難しくても、見学会を土日に開催することはできるのではないか。

また、滋賀県では県内の小学5年生全員が「うみのこ」という学習船で体験学習を行っているが、学校で裁判所について学習する際に、一度は裁判所に来てもらい、裁判所は怖いところではなかったというイメージを持ってもらうことも必要かもしれない。

ただ、毎日のように見学に来られると裁判所も大変なので、裁判所を手伝ってくれるボランティアのような人を養成することも考えてはどうか。

一般広報については、中学校を対象としたものを実施したいと考えているが、出張講義の要望はあまり聞かない。法廷傍聴の希望はあるが、それもほとんど刑事裁判の傍聴である。家庭裁判所があることをもっと知ってもらいたいと思っており、模擬調停や模擬審判などについて検討しようかと思っている。

ボランティアについてであるが、絵などの作品を飾ったりするコーディネートのボランティアの人がいて、大津の商店街の活性化のため、空き店舗を使って、市民が「一生に一度の作品展」を開催するのを手伝っている。そう

いう人なら，喜んで裁判所で行う展覧会も手伝ってくれるのではないか。

守山市でも地元にある大学生のアイデアを生かして，商店街の空き店舗を使った自主的な活動がある。裁判所の1階ロビーの活用については，工夫の余地があると思う。

裁判所見学ツアーの参加者が少なかったり，出前講義の要望が少ないというのは，あまり面白いという印象を持たれていないからではないか。面白ければ，口コミでも広まるだろう。

滋賀弁護士会では，悪徳商法について理解を深めてもらうために県下の高校を回っているが，申込みは結構ある。このような企画と一緒にすることや，高体連の期間中を利用したり，各種団体の総会などに出向いて行くことも考えてはどうか。

京都弁護士会では，KBS京都で陪審員制度のテレビドラマを作ったことがあったが，陪審員の役は一般に公募した。裁判員制度でも，このようなやり方を参考にすれば理解が深まると思う。

家裁の窓口に来る方についてみると，手続よりも自分の抱えているトラブルがどうなるかに専ら関心を持っている方も少なくない。このような方から見ると，裁判所は手続の説明ばかりで，相談者に親切ではないということになるかもしれない。そもそも裁判所は当事者の相談の中身には立ち入ることができないという事情がある。法律相談となると弁護士の専門領域であり，窓口に来た人の期待に応えられず，職員もつらい立場にある。

ホームページなどを利用して，テレビゲーム的にシミュレーターで裁判所のことを分かってもらえるようにするのも面白いかもしれない。

手続の説明については，そのようなこともできるかもしれない。

予定していた時間になったが，今日は，たいへん有益なお話を聞かせていただいた。家庭裁判所の基本的手続の説明がそれを必要とするところに届いていないこと，パンフレット等の配布のみならず民生委員や更生保護婦人会

等へ裁判所から積極的に出向いていくこと，大津家庭裁判所のホームページへ「大津家庭裁判所」で検索したのではアクセスできないこと及び書き込みができないことの改善，家庭裁判所のイメージ・チェンジを望むなら明確な広報戦略が必要であること，裁判所見学を面白くする工夫も必要であること，土日見学会といった御意見をお出しいただいた。

裁判所としても，これらを参考に，これから検討させていただきたいと思う。